

2019年版『合格基本書』の訂正につきまして

2019年4月19日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

① 2018年5月25日に公布された「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」が**2019年4月1日**に施行されました。

・ **陸上運送**に関する**商法**第2編第8章の規定を**海上運送**、**航空運送**および**複合運送**にも妥当する総則的規律として位置づけるため、**運送人の定義等**に関する規定（569条）が設けられました。

・ 荷送人は、運送品が危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨および当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないとの規定（572条）や、運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しが行われた日から1年以内に裁判上の請求がされないときは消滅するとの規定（585条1項）が設けられるなど、運送全般に関する規定が整備されました。「**貨物引換証**」は**廃止**されました。

・ **商法**第2編第5章以下（仲立営業、問屋営業、運送取扱営業、運送営業、**寄託（場屋営業**など）の規定は、カタカナ・文語体で表記されていましたが、すべて**現代用語化**されました。

上記のような**商法の一部改正**を受けて、『**2019年版 出る順行政書士 合格基本書**』の記載を**訂正**いたします。

GD05812 『2019年版 出る順行政書士 合格基本書』

p. 571 **次のページに差し替えてください。⇒**

② 『合格基本書』の記載につきましては、次のような**訂正**もごございます。

p. 381	<p>3 国の行政組織</p> <p>内閣の統轄下にある国の行政機関のうち、内閣府以外の・・・</p> <p style="text-align: center;">↓（追加）</p> <p>内閣の統轄下にある国の行政機関のうち、内閣府（および復興庁／2021年3月まで）以外の・・・・・・・・・・・・・・・・</p>
p. 675	<p>日本の行政組織（図）</p> <p>—— 法務省 —— 公安審査委員会 公安調査庁</p> <p style="text-align: center;">↓（追加）</p> <p>—— 法務省 —— 公安審査委員会 出入国在留管理庁（2019年4月から） 公安調査庁</p>

ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしく申し上げます。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部

4 運送営業

運送人とは、陸上運送・海上運送・航空運送の引受けをすることを業とする者をいいます（569条）。運送営業には、**物品運送**と**旅客運送**があります。2018年商法改正（2019年4月1日施行）により、陸上運送・海上運送・航空運送のいずれであるかを問わず、物品または旅客の運送の引受けをすることを業とする者が「運送人」とであると定義されました。

物品運送においては、荷物を送付する荷送人と運送人が契約の当事者となり、目的地において荷受人が荷物を受け取ります。2018年商法改正により、「貨物引換証」は廃止されました。***5 *6**

2018年商法改正により、荷送人は、運送品が危険性を有するものであるときは、引渡しの前に、運送人に対し、その旨および運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないとの規定（572条）や、運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡し日がされた日から1年以内に裁判上の請求がされないときは消滅するとの規定（585条1項）が設けられました。

5 寄託

商人がその営業の範囲内において**寄託**を受けたときは、民法上の寄託と異なり、報酬を受けないときであっても善管注意義務を負います（595条）。

6 場屋営業

場屋営業とは、一般公衆が来集するのに適した人的・物的設備を設け、客にその設備を利用させることを目的とする営業をいいます。

場屋営業者は、客から寄託を受けた物品の滅失または損傷について、それが不可抗力によって生じたことを証明しない限り、損害賠償責任を免れることができず（596条1項）、また特に寄託を受けていない場合であっても、客が場屋内に携帯した物品が、場屋営業者の不注意によって滅失または損傷したときは、場屋営業者は損害賠償責任を負わなければなりません（596条2項）。2018年商法改正により、「場屋の主人」が現代語化されて「場屋営業者」に改められました。**15-36**

***7**

***5**



プラスアルファ

①運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間に運送品が滅失または損傷し、もしくはその原因が生じ、または運送品が延着したときは、損害賠償責任を負います（575条本文）。ただし、運送人が運送品の受取、運送、保管および引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでないといわれています（575条ただし書）。②貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するにあたりその種類および価額を通知した場合を除き、運送人は原則として損害賠償責任を負いません（577条1項）。

***6**



プラスアルファ

①運送品が不可抗力によって滅失または損傷したときは、運送人は運送賃を請求することができません（573条2項前段）。②運送品がその性質・瑕疵または荷送人の過失によって滅失または損傷したときは、運送人は運送賃の全額を請求することができます（573条3項）。

***7**



プラスアルファ

貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類および価額を通知して場屋営業者に寄託した場合を除き、場屋営業者は損害賠償責任を負いません（597条）。